

# 垂井町第3次教育ビジョン

## I 垂井町第3次教育ビジョン(2023年度~2027年度)の策定について

教育基本法は、日本の教育の理念と原則を定める法律です。現行法は、平成18年に、さまざまな今日的課題を考慮して改正されました。同法第17条は、この理念の実現に向けて、政府に対して、教育振興施策を総合的に推進するための基本方針や施策を定めた基本計画(教育振興基本計画)を策定する義務を果たすとともに、地方公共団体に対して、地域の実状に応じて、教育振興基本計画の策定に努める義務を課しています。

垂井町では、2018年度から2022年度までの5年を期間とする、垂井町第2次教育ビジョン(教育振興基本計画)を策定し、実施してきました。その計画期間が2023年3月末に満了するため、これまでの社会情勢の変化や課題を踏まえ、教育についての見識を有する方々の助言を参考に、2023年度から2027年度までの5年を期間とする垂井町第3次教育ビジョン(教育振興基本計画)を策定しました。

## II 垂井町第3次教育ビジョンの位置付け

垂井町第3次教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する「教育振興基本計画」で、教育施策の計画的な推進を図るために「垂井町第6次総合計画」や「垂井町第3次教育大綱」に対応した今後推進すべき具体的施策を明らかにするものです。

### ◆垂井町教育ビジョン イメージ図

#### 垂井町第6次総合計画

【垂井町の将来像】

ひととまちが輝く 地域共創都市

~さらなる やさしさと活気を求めて~

【まちづくりのテーマ(教育・文化)】

ふるさとへの誇りと愛着をもった人材(「人財」)を育てるまち

#### 垂井町第3次教育大綱

【めざす垂井の人間像】

「ふるさと垂井」への誇りと愛着をもち、

自らの夢や目標、可能性に挑戦し、豊かな心で支え合い、協働のまちづくりに貢献する人間

<自立する力>

志をもって夢や目標、可能性に挑戦し、生涯にわたって主体的に学び続け、自立する力

<共生する力>

生命と人権を尊重し、豊かな心で支え合い、他者との繋がりを大切に、共生する力

<貢献する力>

グローバルな視野と地域や社会の一員としての自覚をもち、自分の能力や個性を発揮し、協働のまちづくりに貢献する力

基本方針1:生命と人権の尊重を基盤とし、知徳体の調和を大切にした園・学校づくり

基本方針2:生涯にわたって学び続け、持続可能な地域社会に貢献する人材(「人財」)づくり

#### 垂井町第3次教育ビジョン(教育振興計画)

### Ⅲ 垂井町第3次教育ビジョンの期間

2023年度から2027年度までの5年間の計画とします。

年度(西暦)	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
垂井町 第6次総合計画	基本構想 10年間									
	前期計画 5年間					後期計画 5年間				
垂井町 第2次教育大綱	対象期間 5年間									
垂井町 第2次教育ビジョン	実施期間 5年間									
						垂井町 第3次教育大綱	対象期間 5年間			
						垂井町 第3次教育ビジョン	計画期間 5年間			

教育施策の推進に当たっては、年度ごとに事業の検証・見直しを行いながら推進します。

また、垂井町第6次総合計画や垂井町第3次教育大綱に変化が生じた場合は、必要に応じて、垂井町第3次教育ビジョンの見直しを行います。